

建設工事の入札に係る工事費内訳書の提出について

1 以下の入札に参加する場合、工事費内訳書の提出が必要です。

①条件付一般競争入札

②指名競争入札

あらかじめ工事費内訳書を作成し、入札書の提出時に併せて提出してください。

・「条件付一般競争入札」に参加する場合は、封筒に入札書と併せて同封して郵送してください。

・「指名競争入札」に参加する場合は、入札会場において、入札書と併せて提出してください。

※なお、再度入札(2回目以降)の場合は、提出を省略してかまいません。

2 留意事項

(1)記載事項は、次のとおりです。

・提出年月日(条件付一般競争入札の場合は開札日)

・入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び代表者印

※「代表者職氏名」の欄は、委任状による入札の場合であっても、市営建設工事入札参加資格者名簿に登録された者(代表者等)の氏名・押印となります(入札当日の受任者ではありません。)

・工事番号、工事名

・工事費の内訳

(2)工事費の内訳について

・工事費の内訳については、その工事の設計書(金抜き)の各項目に対応した項目名及び金額を記載してください。**なお、工事費内訳書の合計金額と入札金額を必ず一致させてください。**

(3)提出された工事費内訳書は返却しません。